

事 務 連 絡
令和4年2月16日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局
首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）

新型コロナウイルス感染拡大を受けての一般乗用旅客自動車運送事業
（法人のみ）における期間を限定する休車の取扱いについて（特例措置）

標記について、別添のとおり自動車交通部旅客課長より事務連絡が発出されましたので了解いたします。

事 務 連 絡

令和4年2月16日

各運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査担当） 殿

自動車交通部旅客課長

新型コロナウイルス感染拡大を受けての一般乗用旅客自動車運送事業（法人のみ）
における期間を限定する休車の取扱いについて（特例措置）

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、令和2年3月31日に自動車局旅客課長からの事務連絡「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」が発出されているところであるが、令和4年4月以降の取扱いについて、令和4年1月31日付けで自動車局旅客課長から事務連絡が発出されたことから、当運輸局管内においてもこの趣旨に鑑み、令和3年10月15日付け事務連絡の取扱いを別添のとおり見直したので、関係者に周知されたい。

新型コロナウイルス感染拡大を受けての一般乗用旅客自動車運送事業（法人のみ）
における期間を限定する休車の取扱いについて（特例措置）

1. 対象となる事業

一般乗用旅客自動車運送事業

2. 対象となる事業用自動車

当該事業者が管轄する運輸支局へ届け出ているすべての事業用自動車

3. 必要な手続き

休車を実施する営業所の所在地を管轄する運輸支局に休車リスト（以下、リスト）を
事前に提出することとする。（FAX による提出も可能とする）

4. 注意事項

- （1）リストの提出により、道路運送法第5条1項3号に定める事業計画（営業所ごとに配置する事業用自動車の数）に変更は生じない。そのためリスト掲載車両については、他者への使用は認めず、提出事業者は、認可車庫にて引き続き車両管理を行うこととし、必要に応じて、道路運送車両法に規定する一時抹消登録の手続きを認めることとする。
- （2）リスト掲載車両については、運輸規則第19条の2に規定する「事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償する措置」については、特例としてその措置を必ずしも求めるものではない（事業者の任意とする）。
- （3）リスト掲載車両については、自動車検査証の有効期間が切れた状態で保有することを認めることとする。
- （4）当該営業所の車両全てを休車リストに掲載し、提出することは認めない。この場合にあっては、道路運送法に基づく手続き（営業所廃止・減車・事業休廃止等）を行うこととする。
- （5）リスト提出後、休車車両の追加又は削除、休車期間の変更が生じる時は、全ての休車車両を記載した新たなリストを提出することとする。

なお、休車期間を令和2年9月30日、令和2年12月31日、令和3年3月31日、令和3年6月30日、令和3年9月30日又は令和3年12月31日までとしている車両については、リストの再提出がなくとも提出されている休車期間を令和4年3月31日までと読み替えるものとする。

5. 休車終了時及び適用期間経過時の取扱い

- (1) 休車終了時には、車検切れ、自賠責保険未加入、任意保険未加入とならないように確認させ、車両を通常使用することとする。また、運輸規則第35条に基づき、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任することとする。
- (2) 臨時休車の復活期限については、令和6年3月31日までとする。事業者は、当該復活期限までに臨時休車の復活を着実かつ計画的に取り組むこと。
- (3) 休車を終了するときには、上記(1)の措置を実施し、その都度、リストを提出すること。なお、臨時休車の復活期限である令和6年3月31日までに休車の復活を行わない車両については、減車したものとみなして道路運送法を適用する。

6. 本取扱いの適用期間

令和4年3月31日までとする。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ必要に応じて取扱いの見直しを行うものとする。また、適用期間経過後は、令和6年3月31日までに通常使用できるように措置することとする。

7. 令和2年度及び令和3年度に特定地域から準特定地域に移行した地域について

令和3年3月2日付け自動車局旅客課長事務連絡により、臨時休車が可能な期間中に特定地域から準特定地域に移行した地域では、全日制限車両を復活させることなく、臨時休車に移行できる旨を示されたところである。

本事務連絡により延長した臨時休車の復活期限(令和6年3月31日)については、臨時休車に移行した全日制限車両にも適用するものとする。

ただし、復活する車両については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて(平成26年1月27日付け公示第76号)」第2 3.に規定する新規登録等を行うことができるUD車両等の取扱いによるものとする。

8. その他

- (1) 本特例措置を適用した対象車両の休車期間は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。
- (2) 事業者が事業譲渡する場合は、車両の一部に臨時休車した車両が含まれていても差し支えないこととする。